

ふれあいネットワーク

かがやき

第231号

令和7年1月1日発行

社協だより

1月

迎春



謹んで
新年のお慶びを
申し上げます

 社会福祉法人佐用町社会福祉協議会

○南光地域福祉センター (〒679-5213 佐用町東徳久1946番地)

TEL (0790) 78-1212(代表) FAX(0790) 78-1700

地域福祉課 TEL: (0790) 78-0830

介護支援課 TEL: (0790) 78-1717

HP <http://www.sayo-wel.or.jp/>



○きらめきケアセンター-佐用

TEL: (0790) 83-2946 FAX: (0790) 83-2920

○きらめきケアセンター-上月

TEL: (0790) 88-0001 FAX: (0790) 88-0814

○きらめきケアセンター-三日月

TEL: (0790) 79-2994 FAX: (0790) 79-2994

○佐用朝霧園

TEL: (0790) 78-8050 FAX: (0790) 78-8051



新年のごあいさつ

佐用町社会福祉協議会

会長 井上 洋文

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には

希望に満ちた新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。旧年中は、本会の運営と事業推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症も収まり、希望の年となることを願っていた矢先、能登半島地震が発生し多くの命が失われました。また、猛暑の日が続くなど、地球温暖化による豪雨災害等により、人々に様々な影響を与えました。

海外を見ますとロシアとウクライナ、ハマスとイスラエルの戦争で、多くの女性や子供が犠牲になる痛ましい状況

が、いつ終結するともなく続いていきます。

そのような中、明るい出来事として大谷選手の50本塁打・50盗塁の快挙による MVP 獲得、パリ2024オリンピックでは、日本勢が海外で行われたオリンピックでは過去最高の金メダルを獲得することができました。選手の戦いに感動の連続で、夜更かしをされた方も多くおられたのではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の発生以降、社会の在り方や個々の生活スタイルが変化し、人と人とのふれあいが少なくなりまりました。本町では、ますます高齢化が進行し、一人暮らしや認知症、孤立等、様々な問題が顕在化しています。

令和7年度は、第4次佐用町地域福祉推進計画の最終年度を迎えます。課題解決に向け、町と連携を密にししながら、住民により身近な社協として更なる事業推進を図っていく所存です。

最後になりましたが、皆様のご健勝とご多幸をお祈りし、年頭のご挨拶とさせていただきます。



阪神・淡路大震災から30年 —1.17は忘れない—

『うすれない記憶はない。つなぐべき決意がある。』

令和7年1月17日で、阪神・淡路大震災から30年の節目を迎えます。

阪神・淡路大震災は、「日常生活における人々の結びつきは、お互いの心配りや助け合いを通じて、平素の生活自体を豊かにするという観点からだけでなく、災害時に人の命を救う上で大きな力を発揮するという意味でも重要である」ということを再認識させる契機となりました。

実際、生き埋めになって自力での脱出が困難になった人のうち、消防や警察、自衛隊など行政関係者によって救助（公助）されたのは約20%で、80%近くの方は近隣の住民によって救出されました。つまり、災害時に一番頼りになるのは、地域住民による助け合い（共助）ということになります。

地震を含む自然災害は、いつ、どこで、どのようなものが発生するか、予測は極めて困難です。また、突然起きる災害に対して、いきなり迅速・適切な対応をとることも難しいことです。

地域における日常の交流を通して、普段から連帯感を培い、地域での助け合いのチカラを高めておくことこそが、最大の防災・減災ではないでしょうか。

みなさんも、この機会に災害への備えについて、自治会等で話し合ってみましょう。

町社協からのお知らせ・参加者募集

無料弁護士相談

- 【日 時】 令和7年1月16日（木）
13時～15時
- 【会 場】 三日月福祉拠点施設
- 【内 容】 弁護士による総合相談
※本会契約弁護士が相談に応じます
- 【参加費】 無料
- 【対象者】 離婚や相続、土地関係等、あらゆる法律問題についてアドバイスが必要な方
※町内在住者を優先します
- 【定 員】 先着6名（相談時間は1人20分程度）

家族介護者のつどい（日帰り旅行）

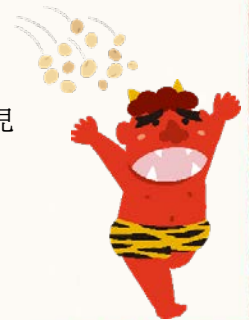
- 【日 時】 令和7年1月20日（月）
9時30分～15時30分
南光地域福祉センター集合・出発
- 【行 先】 姫路市方面（太陽公園見学、灘菊酒造で食事、酒蔵見学）
- 【参加費】 2,000円
- 【対象者】 在宅でご家族を介護している方
※町高年介護課へ事前の利用申請が必要です
- 【送 迎】 ご自宅から集合場所までの送迎も可能
- 【申込締切】 令和7年1月16日（木）

家族介護教室

- 【日 時】 令和7年1月25日（土）
13時30分～15時
- 【会 場】 南光地域福祉センター 介護者教育室
- 【内 容】 認知症の予防、早期発見、関わり方のポイントを学ぼう
- 【講 師】 揖保川病院 認知症疾患医療センター 室長 仲村 純 さん
- 【参加費】 無料
- 【送 迎】 ご自宅から会場までの送迎も可能
- 【申込締切】 令和7年1月17日（金）

**まちの子育てひろば
ひまわり（節分行事）**

- 【日 時】 令和7年2月6日（木）
10時～12時
- 【会 場】 南光地域福祉センター 和室
- 【内 容】 豆まきで鬼退治
- 【参加費】 無料
- 【対象者】 町内在住の未就園児
とその保護者



特集

けんりょうご
あなたを守る、権利擁護

～地域で 自分らしく 暮らし続けるために～

みなさんは「権利擁護」という言葉を聞かれたことがありますか？

分かりやすく言うと、「認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な方等の権利の代弁・弁護を行い、安心して生活できるよう支援すること」です。言い換えれば、「ふつうに、自分らしく、みんなと暮らす」という当たり前の生活を守ることです。

例えば、認知症等で物忘れが進んだ方や知的障がいや精神障がいがある方は、生活するうえで色々なことを判断することが難しく、1人だけでは生活することが難しい場合があります。そのような時には、その方がどのようなことを望み、どのような生活を送りたいかを汲み取り、自分らしく生活していく手助けをすることが必要です。

今回は、そのような判断能力が不十分な方が利用できる、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」をご紹介します。

こんなことで困っていませんか

- 自分ではお金や通帳の管理が上手くできない
- 家族が自分の年金を勝手に使っている
- 高価な商品を勧められて買ってしまった
- 成年後見制度や申立て手続きを知りたい
- 自分の希望に沿った福祉サービスの利用ができない



判断能力が十分でない方への生活の支援や財産の管理について

ご自身で財産の管理等が難しい方は、本人に代わって後見人が財産管理等を代理する「**成年後見制度**」を使うことや社会福祉協議会の「**日常生活自立支援事業**」でお手伝いすることができます。

また、「成年後見制度」の中でも「**任意後見制度**」は、判断能力が十分なうちに、将来の財産管理等をする後見人を決めることができる制度です。

本人の状況 必要な支援	判断能力が全くない	判断能力が不十分	判断能力が十分
日常生活に必要な金銭管理 福祉サービスの利用	成年後見制度 (後見)	成年後見制度 (保佐、補助) または 日常生活自立支援事業	成年後見制度 (任意後見)
契約行為 多額の財産管理 不動産の処分 借金・相続の手続き 等		成年後見制度 (保佐、補助)	

※福祉サービスについては、判断能力が十分な場合でも、高齢者の介護保険サービスは介護支援専門員(ケアマネジャー)が、障害福祉サービスは相談支援事業者が相談に応じ、調整することができます。

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な方と社会福祉協議会が契約を結び、地域で安心して生活を送っていただけるよう、サポートします。

※契約の内容が理解できないほど、判断能力が低下している方は、利用できません（成年後見制度をご紹介します）

こんなお手伝いができます

◆福祉サービスの利用援助

どんなサービスが利用できるか、どのように利用すればいいかをわかりやすく説明します。

◆日常的なお金の管理

毎日の生活に必要なお金を金融機関で出し入れしたり、税金や光熱費等の公共料金や家賃等の支払いのお手伝いをします。

◆大事な書類のお預かり、保管

預金通帳（50万円未満）や銀行印、年金証書等の公的書類をお預かりして保管します。

詳しくは、地域福祉推進係（☎78-0830）までお問い合わせください。

せいねんこうけんせいど 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金等の財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護等のサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをすることが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害に遭う恐れもあります。このような判断能力が不十分な方を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。また、「法定後見制度」では、本人の判断能力の程度により、3つの区分に分けられます。

〈成年後見制度の仕組み〉

任意後見制度	法定後見制度		
	補助	保佐	後見
将来に備える方へ	重要な手続・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方	重要な手続・契約等を、ひとりで決めることが心配な方	多くの手続・契約などを、ひとりで決めることが難しい方
ひとりで決めることができるうちに任意後見人を選定	一部の契約・手続等の同意・取消や代理	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	すべての契約等の代理・取消 ※日常生活に関する行為は除く
自分で選んだ人を任意後見人にする事ができる	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選任 (本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、福祉関係の法人やその他の法人)		

※法定後見制度の3つのタイプのうち、どれになるかは医師による診断書等を踏まえて、家庭裁判所が決定します。

詳しくは、西播磨成年後見支援センター（☎0791-72-7294）までお問い合わせください。

善意の心ありがとうございました。

11月11日～12月6日受け付け分
預託者名（順不同・敬称略）

金銭口座

○ 香料返しにかえて

庵 岡田 浩之

才金 匿名

匿名1件

○ 供養として

東徳久 鎌田 英

// 鳥羽

末廣 秋田 洋三

○ 福祉のために

手をつなぐ育成会佐用支部

たつの市 匿名
 (株) 碧木商店
 あづみ歯科医院
 カキタニ美容商事(有)
 (有) かわた
 (有) 佐用環境整備
 産栄サービス(株)
 にしはりまクリンセンター
 (株) 福本測量設計事務所
 (株) ポーラ化粧品
 (株) 三日月運送
 三河短歌会
 匿名1件

物品口座

○ 給食材料

上本郷 湯谷 明男

兵庫西農業協同組合

○ 古切手、その他物品

佐用 今津 弘子

山脇 山下 磨智子

上石井 匿名

海内 井上 和夫

林崎 舟引 光代

東徳久 鎌田 英

平松 春井 なるみ

三日月 小引 君江

下本郷 船引 安代

乃井野 宇多 悦子

匿名

佐用町善意銀行には、年間を通して預託金や預託品をお寄せいただいています。中でも預託金は、佐用町の福祉活動を推進するためにはなくてはならない財源となっておりますので、みなさんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



通院や買い物など、みなさまの外出を応援します

さよさよサービス運行中!!

運行曜日	運行地域
月・水・金	佐用地域、上月地域の一部地域（福吉・本郷・大垣内・皆田・南中山・来見・田和・才金・金子・桜山・金屋・力万・須安・宇根）
火・木・土	南光地域、三日月地域、上月地域の一部地域（榎ヶ渚・越田和・判官・稗田・久木原・小日山・目高・寄延・上上月・中上月・下上月・仁位・早瀬1・早瀬2・家内・久崎・櫛田・円光寺・下秋里・上秋里・西新宿・大日山・小赤松・大酒）

予約制

予約専用電話 78-8034

※2週間前から利用日の前日午後3時までに電話予約してください。但し、前日が土・日・祝日等の場合は、その前日が期日になります。

予約受付時間

午前8時30分～午後3時00分まで
※受付日：月曜日～金曜日（平日）

運行時間

午前8時30分～午後5時00分まで
※運休日：日曜日・祝日・年末年始



佐用町社会福祉協議会では登録ヘルパーを募集しています

- ①応募資格：介護福祉士、ホームヘルパー1・2級資格者
 - ②年齢：70歳以下
 - ③勤務時間：相談に応じます
 - ④勤務形態：直行直帰（自宅から直接利用者宅へ訪問）
 - ⑤賃金：時間給1,330円～（別途、介護職員等手当、交通費あり）
 - ⑥応募方法：履歴書、資格証明（写）を本会事務局へ提出
 - ⑦選考方法：書類選考及び面接選考の上、決定します（日時は、後日連絡します）
- 【申込・お問い合わせ先】総務係 ☎78-1212

ふれあいカレンダー（1月）

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
12/29	30	31	1/1 元日	2	3	4
5	6	7 給食サービス	8	9 生きがいデイ 三日月福祉拠点施設 9:30～	10 給食サービス	11 さよう子ども食堂 「Full House」 さよう子育て支援センター 11:30～
12	13 成人の日	14 給食サービス	15 ふれあいの里 交流（三日月、田 此、島脇、久保） 三日月福祉拠点施設 10:00～	16 生きがいデイ 三日月福祉拠点施設 9:30～ 子育てひろば ひまわり （ベビータッチ教室） 南光地域福祉センター 10:00～ 無料弁護士相談 三日月福祉拠点施設 13:00～	17 給食サービス	18 ふれあい喫茶 「とも」 川原町公民館 9:00～ ふれあい喫茶 「あえる」 南光地域福祉センター 9:00～
19	20 家族介護者の つどい （日帰り旅行） 姫路市方面 9:30～	21 給食サービス	22 喫茶であい 三日月地域交流センター 10:00～	23	24 子育てひろば ひだまり （自由遊び） 三日月福祉拠点施設 10:00～ 給食サービス	25 家族介護教室 （認知症早期発 見のポイント） 南光地域福祉センター 13:30～
26	27	28 生きがいデイ 三日月福祉拠点施設 9:30～ 給食サービス	29 趣味から広がる 地域活動講座 （皆田和紙づくり） 紙すき文化伝承館 13:30～	30	31 給食サービス	2/1 さよう子ども食堂 「Full House」 さよう子育て支援センター 11:30～
2/2	3	4 給食サービス	5	6 子育てひろば ひまわり （節分行事） 南光地域福祉センター 10:00～	7 給食サービス	8



町民ペンリレー (No.229)

やまうち かずひと

山内 一仁 さん (50歳)

(佐用町小山)

質問：自己紹介をしてください。

答え：地元佐用町で、山内工業の代表をしています。

質問：趣味・特技はなんですか？

答え：カメラと関西サッカーリーグ観戦（チェントクオーレ ハリマ）です。

質問：日頃から心掛けていることはありますか？

答え：人を傷つけないように言葉を選ぶなどしています。

質問：夢や目標はなんですか？

答え：家内の体調が良くなって、愛犬と3人で旅行に行くことです。

質問：好きな言葉はありますか？

答え：『なるようになる。なるようにしかならない。』

質問：最近、気になっていることはありますか？

答え：現役世代が苦しい。「普通」が一番難しい。民主主義が破綻した原因が気になります。

質問：社協に望むことはありますか？

答え：若者や人口増加のために、新しい政策をお願いします。

9月号から5回に渡った暗号メッセージですが、『一粒万々倍』でした。

前回の 西原 弘達 さんからのメッセージ：「人一倍、健康に気を付けて、仕事を頑張りましょう」



令和6年度 第2回 趣味から広がる地域活動講座

伝統技法を学ぶ ~オリジナル皆田和紙作り~

中世から昭和頃まで上月地域の皆田付近を中心に製造されていた皆田和紙。文明7年（1475年）に奈良の興福寺で使用されたという記録もある皆田和紙の貴重な伝統を体験しませんか？

昔ながらの紙すき手法で、自分だけのハガキを作ります。



【日 時】令和7年1月29日（水） 13:30～

【場 所】紙すき文化伝承館（佐用町上月373）

【講 師】皆田和紙保存会会員のみなさん

【対 象】地域の伝統や職人技に興味のある方、ものづくりが好きな方、セカンドライフの楽しみを見つけない方等

【定 員】30名 ※定員に達し次第、申込を締め切ります

【参 加 費】500円（材料代）

【申込締切】令和7年1月22日（水）

【申込・お問い合わせ先】地域福祉推進係 ☎78-0830



この広報紙は共同募金配分金の一部で作られています。

